

鶴岡市地域医療を考える市民委員会 設置要綱

(設置)

第1条 高齢社会が進行し、地域医療を取り巻く環境が変化する中、市民が地域医療の現状を知り、関心を持ってもらうとともに、地域医療について「ともに考え」、「ともに作り上げ」、地域全体で心の通い合う地域医療を実現するため、対話型の鶴岡市地域医療を考える市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療の課題とその解決策に関すること。
- (2) 地域医療を守るための市民行動に関すること。
- (3) その他地域医療全般に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市民団体、患者会又はボランティア団体の代表者等、医療従事者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(コーディネーター)

第6条 委員会に、コーディネーターを置く。

- 2 コーディネーターは、地域医療に精通した学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 コーディネーターは、委員会の全体的な調整を図る。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、最初の委員会は市長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及びコーディネーターは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 委員会に出席した者（委員及びコーディネーターを除く。）は、委員会に出席したことで知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 会議に関する庶務は、健康福祉部地域包括ケア推進室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月25日から施行する。